

死体を展示するということ

縄文人骨の展示における諸問題を考える

Exhibiting a Corpse : Considering the Various Issues of Exhibiting Jomon Human Bones

山田康弘

YAMADA Yasuhiro

はじめに

- ①博物館における縄文・弥生人骨展示の現状
- ②死体の直接的な展示を行った企画展
- ③人骨等の展示に対する国際協定
- ④アイヌ遺骨返還問題
- ⑤縄文人骨の展示は「許される」のか

おわりに

【論文要旨】

本稿では博物館の展示において、ヒトの遺体、特に縄文時代の人骨(以下、縄文人骨)を展示するにあたって、それはどのような場合に「許される」と考え得るのか、そしてその場合どのような配慮が行われるべきか、考察を加えた。

はじめに各地の博物館における人骨資料の展示状況を概観し、人骨展示がセンシティブなものであることを指摘した。その後、死体を直接的に展示した『人体の不思議展』についての議論を踏まえて、考古学的資料としての人骨の取り扱い方、展示の際の原則を取り決めたヴァーミリオン協定とタマキ・マカウ・ラウ協定について概観し、縄文時代の人骨を展示するにあたって、それはどのような場合に「許される」と考え得るのか、そしてその場合どのような配慮が行われるべきか、という点について検討を行った。

結論として、縄文人骨の場合、1) その直接的な血縁関係者、子孫をたどることは不可能であること。2) 千年以上も昔の事例であり、すでにパーソナルメモリーやソーシャルペルソナが消失しているとみて良いこと。3) 長きにわたって研究資料として利用されてきていること、などの点から、特別な事情が無い限り、これを展示資料として取り扱うことは許されると判断した。

【キーワード】 展示、縄文人骨、ヴァーミリオン協定、タマキ・マカウ・ラウ協定、アイヌ人骨返還問題

はじめに

人は必ず死を迎える。その意味では、全ての人は必ず死体となる。一方で、現在では一部の特殊な職業に就いている人々を除いて、一般的に死体を見るという機会は非常に限られている。道を歩いていて、普通に死体を見かけるといったような生活をしている人はまずいないだろう。つまり、私たちの身の回りにおいては、死体はほぼ隠蔽されていると言ってよい。

隠されているものを、人は見たいと思う習性がある。これは死体についても当てはまる。日本では3.11の東日本大震災時における地震被害・津波被害により多くの方々の尊い命が失われたが、HPやSNSその他のインターネット上の媒体において被害者の遺体写真が公開されたことも記憶に新しい。この場合、人権に配慮されない形で公開されていることがほとんどであった。このような状況は現在も続いており、検索サイトのウィンドウに複数のキーワードを入れるだけで、おびただしい数の遺体写真を見ることができる。

通常、死体とは、死んだ人の身体そのものを指ししめすのに対して、遺体とは無くなった人の人格をそこに認めるという点で大きく異なる。ただ、死体にせよ遺体にせよ、死者の身体そのものを見るという点において、現代社会ではそのような機会が非常に限られるために、ある種の好奇心、さらには猟奇的趣味がかき立てられた結果、多くの人々が、死体が掲載されているHPやSNSを閲覧したということは否定できないであろう。

死体を見たいというニーズに対して、これを博物館で展示することは倫理的にもはばかられる。そこにどのような理由が付されようとも、災害等で亡くなった方々の遺体写真、場合によっては遺体そのものが展示されるということはあってはならないだろう。しかし、死亡時期からかなりの年月が経ち、誰の骨であるか不明であり、すなわちすでに人格が失われてしまっていると思われるような人骨資料、さらには縁故者・関係者もわからないといったような人骨資料の場合はどうであろうか。

たとえば、縄文人や弥生人の人骨の展示は、経験則的に人気があるということは、展示に携わったことのある学芸員などの担当者は知っているだろう。それゆえに博物館等の展示施設において、実物の人骨の展示が行われることも多い。その意味で、死体が博物館で展示されるということは、けっして稀有なことではない。しかし、その是非について、考古学研究者の側が検討を加えた事例はほとんど無いと思われる⁽¹⁾。

本稿では博物館の展示において、ヒトの遺体、特に縄文人骨を展示するにあたって、それはどのような場合に「許される」と考え得るのか、そしてその場合どのような配慮が行われるべきか、国内いくつかの博物館の展示および、かつて行われた企画展示、考古学的資料としての遺体に関する国際協定などを参考としながら、考えてみたい。

①……………博物館における縄文・弥生人骨展示の現状

まず、国立博物館、県立博物館、地域の展示室の各レベルにおける展示の現状について概観してみよう。以下の状況は、すべて筆者が現地へ赴き、確認をしているものである。

国立科学博物館

東京都台東区に所在する、生物としてのヒトを大きく扱っている著名な博物館である。ここでは、日本館の2階に「日本人と自然」、地球館地下2階に「人類の進化」という展示を行っているが、そこに多くの精巧に作られた人骨模型が展示されている。基本的には、常設展において実物の死体・人骨を展示してはいない。

しかしながら、企画展においては、実物の人骨を展示することもある。たとえば、2012年に開催された『縄文人』展では、茨城県若海貝塚から出土した熟年期段階の男性の全身骨と、北海道有珠モシリ遺跡から出土した壮年期段階の女性の全身骨の2体の実物の人骨が展示され、学術的な意義とともに写真芸術的な観点からの解説がなされた。また、A3版という大型の図録も製作され、ここでは、人骨の各部位を近接写真によって、学術的に、また芸術的に取り上げている[佐藤2012]。その是非はともかく、人骨資料の「新しい見せ方」という意味で、博物館関係者に注目された企画展であった。

国立歴史民俗博物館

国立歴史民俗博物館では、常設展示において実物の人骨を展示したことはない。かつての第1展示室には、旧石器時代人の事例として沖縄県港川人骨の復模型像を展示していた。また、縄文人の例として、岩手県蝦島貝塚出土の男女の人骨模型を、その復元像とともに展示していた(図1)。さらに姥山貝塚における廃屋墓の事例として住居跡の中に5体の人骨模型が置かれている大型模型が展示されていた。大型模型による埋葬遺構の展示と、人骨レプリカによる縄文人の形質の展示については、リニューアルが予定されている新展示においても、一部改良・修復を行うが、基本的にはそのまま引き継がれることになっている。



図1 国立歴史民俗博物館における縄文人骨(模型)の展示

埼玉県立歴史と民俗の博物館

埼玉県さいたま市に所在する埼玉県立歴史と民俗の博物館では、常設展示における縄文時代の展示の中に「死者への祈りと世界観」という1コーナーを設け、そこに縄文人の骨の実物を展示している。そのコーナーには、「縄文人は、死者を土葬にしましたが、その多くは手足を折り曲げて埋葬(屈葬)されています。また大型の土器を棺としている場合もあります。あたかも、胎児の姿勢をとらせたり、土器を胎内にみたてたごとくに思われますが、死者の魂を母なる大地に送り返し、再生を願う世界観にもとづいたものでしょうか。彼らの墓地が、集落と同じ環状なもの、生の継続を願う気持の表れと考えられます。」という解説パネルを置き、神明貝塚から出土した実物の人骨を、埋葬姿勢である右下側臥屈葬の形に復元して、型取りした土壇模型の中に入れ、土坑墓における埋葬状態を復元している。展示用の照明はやや暗めであり、人骨の保存状態に留意している様子がうかがえる。

下関市立土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムは山口県下関市豊北町に所在する、日本で唯一人類学の名を冠する博物館である。館内には土井ヶ浜遺跡から出土した弥生人骨の展示が行われているが、実物の人骨は展示されていない。また、本館外に建設された「土井ヶ浜ドーム」には、1次調査から5次調査の人骨出土密集地点における人骨出土状況が、リアルな模型によって実物大に復元されている(図2)。ドーム内は資料の劣化を防ぐために照明が暗く設定されているが、それがかえって「黄泉の世界」といった雰囲気醸し出している。中には124号人骨(ニックネームは英雄)の模型のように、四方から矢が刺さった状況を復元したものもあり、筆者が勤務していた時代(1996～1998年度)には、しばしば苦情の手紙・電話が寄せられた。このことは、たとえ模型であることを説明したとしても、一部の方々にはそれすらも「死者への冒瀆」と取られる場合があることを示している。

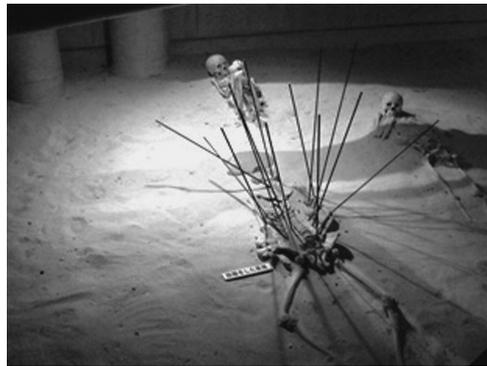


図2 土井ヶ浜ドーム内部(左)と124号人骨(右)

北区飛鳥山資料館

西ヶ原貝塚から出土した縄文人骨の実物が、伸展葬の形でガラスケース内に常設展示されている。ガラスケース内には「縄文人骨 縄文時代後期・西ヶ原遺跡出土 身長は160cm。歯の磨り減り方や頭蓋骨の縫合の状態などから、年齢は40歳前後の男性であることがわかった。隆起した眉間、長方形の眼窩などは典型的な縄文人の特徴を示している。」という解説が付されている。人骨そのものの形質に特化した解説である。

愛媛県愛南町平城交流センター内展示室

愛媛県愛南町御荘平城に所在する平城貝塚は、古くから知られた縄文時代後期(約3500年前)の貝塚である。本格的な調査は、1954年以降、1996年までの間に5回行われている。これらの調査によって、これまでに数体の人骨が出土している。その内の1体である3号人骨が、出土時の埋葬姿勢と同じ伸展葬の形で、交流センター内に設置された展示室の一角にある展示ケースの中に保管されている。保管されていると書いたのは、この展示ケースには常時遮光用の布がかけられており、通常は見るできないようになっているからである。見学者の要望があった場合にのみ、布をとり、展示に供しているとのことである。

各館における状況

ここまで見てきたように、人骨の展示は通常レプリカ・模型が利用されていることが多く、また実物の人骨の展示には、規模の大小を問わず各館とも一定の配慮がなされており、決して学術的な意図を離れた形で無条件に、興味本位には公開されていないということがわかる。

ただ、その一方で、名前を挙げはしないが、かつては遺跡近くの駅などに実物の人骨がアクリルケースに入っただけの状態での復元展示してある事例も、筆者は多々見聞きしている。そのような場合であっても、駅舎の一部が展示スペースになっているなど、文化財教育・啓発の一環として人骨資料が展示されていることが多く、人骨そのものに対して好奇の目がむけられて、いわゆる「さらし者」とされている事例はほとんどないと言ってよいだろう。数千年前の人骨資料といえども、その展示にあたっては極めてセシティブな部分があるということだろう。

②……………死体の直接的な展示を行った企画展

『人体の不思議展』

このような展示に対して、死体に加工を加え、そのままダイレクトな形で展示に供した事例も存在する。このような加工技術をプラスチックネーション (Plastination)、ないしはプラストミック (Plastomic) と呼ぶ。プラスチックネーションとは、人間や動物の死体 (遺体) または死体の一部 (内臓など) に含まれる水分と脂肪分をプラスチックなどの合成樹脂に置き換えることで、それを保存可能にする技術のことである。

このプラスチックネーションによる人体標本の展示は、1995年に東京大学総合研究資料館 (後の博物館) において開催された『プラスチックネーション展』を嚆矢として、同年9月には国立科学博物館において開催された『「人体の世界」展』など、当初日本解剖学会百周年記念事業の一環として企画された学術的な背景を持つものであった。一方で、この国立科学博物館の企画展は、9月15日から11月26日までの2ヶ月間ほどの期間で、のべ45万人もの来館者が押しかけた人気企画展となった。

その後1996年から1999年にかけて、ハイデルベルグ大学付属プラスチックネーション研究所の標本を使用した『人体の不思議展』が、日本国内を巡回する。この巡回展は各地において多くの来館者を集め、その数は総数で約262万人にも及んだ。

また、同様の企画は『新・人体の不思議展』として、2002年から2011年までの長きにわたって、全国36の会場を巡回している (図3)。入場者数は明らかにされていないが、筆者の記憶ではかなりの盛況であった覚えがある。しかし、

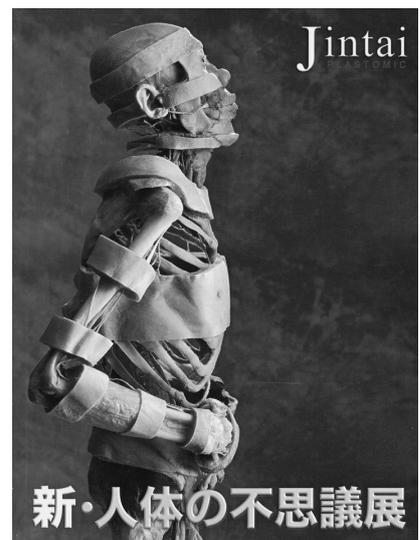


図3 2002年度における『人体の不思議展』の図録表紙

2011年3月11日以降、その開催は寡聞にして知らない。

『人体の不思議展』をめぐる諸問題

この『人体の不思議展』をめぐるのは、その当初から様々な倫理的問題点が指摘されている。この点に関しては、末永恵子はその著書『死体は見世物か ―「人体の不思議展」をめぐる―』において詳しく論じている[末永2012]。以下、本書に依拠しながら概観してみよう。

末永は、『人体の不思議展』における問題を、倫理的な視点と法的視点から掘り下げている。まず倫理的視点として「死体の尊厳」の問題が取り上げられる。そこでは、遺体の「匿名性」の問題、献体という形での「自己決定の有無」について特に詳しく検討されるが、いずれの場合もこれらが保証された根拠が存在せず、さらには標本の由来についても虚偽であったことが、明らかにされている。これらの点を踏まえて末永は、『人体の不思議展』においては「死体の商品化」が起こっていたことを明らかにしている。

また、末永は、法的視点から死体を営利目地で展示することが許されるのかという問いを発し、これが民法第90条の公序良俗に反する行為であり、さらには死体解剖保存法第19条にも反すとしている。さらには、プラスチック標本が、人体・臓器としてではなく、「教育用、展示用その他の実物説明用のみに適する機器及び模型」として国内に持ち込まれたことを明らかにし、この点は関税法第67条に違反するとしている。

末永の詳細な分析はまさに当を得たものであり、これによって『人体の不思議展』には様々な問題が存在することが明らかとなった。今後、このような展示は認められるべきではないだろう。そして、このような問題は遺体の実物展示を行う際には、必ずや確認されるべき点でもある。

③……………人骨等の展示に対する国際協定

ヴァーミリオン協定

近年、アメリカなどで問題となった先住民遺骨返還問題を一部念頭に入れて、考古学的資料としての死体・遺体の取り扱い方に対して、学術的な立場から原理・原則を定めた国際協定が作られている。たとえば日本ではあまりなじみがないかもしれないが、考古学においては出土した遺体を適切に扱うに当たり、1989年に世界考古学会議(The World Archaeological Congress 通称 WAC)が定めたヴァーミリオン協定というものがある。以下、全文と拙訳を掲げる。

The Vermillion Accord on Human Remains

Adopted in 1989 at WAC Inter-Congress, South Dakota, USA.

1. Respect for the mortal remains of the dead shall be accorded to all, irrespective of origin, race, religion, nationality, custom and tradition.
2. Respect for the wishes of the dead concerning disposition shall be accorded whenever possible, reasonable and lawful, when they are known or can be reasonably inferred.

3. Respect for the wishes of the local community and of relatives or guardians of the dead shall be accorded whenever possible, reasonable and lawful.
4. Respect for the scientific research value of skeletal, mummified and other human remains (including fossil hominids) shall be accorded when such value is demonstrated to exist.
5. Agreement on the disposition of fossil, skeletal, mummified and other remains shall be reached by negotiation on the basis of mutual respect for the legitimate concerns of communities for the proper disposition of their ancestors, as well as the legitimate concerns of science and education.
6. The express recognition that the concerns of various ethnic groups, as well as those of science are legitimate and to be respected, will permit acceptable agreements to be reached and honoured.

遺体に関するヴァーミリオン協定

本協定は、1989年にアメリカのサウスダコタにおける世界考古学会議中間会議において採択された。

1. 死者の遺体に対しては、出自・人種・宗教・国籍・慣習・伝統の如何を問わず、敬意を払わねばならない。
2. 死者の身元について判明している、あるいはそれが適切に推測される場合には、死者の関係者の意向に対して、何時いかなる時であれ、可能な限り適切かつ合法的な形で、配慮しなくてはならない。
3. 死者と関わりのある地域社会および親族あるいは後見人の希望に対しては、何時いかなる時であれ、可能な限り適切かつ合法的な形で、配慮しなくてはならない。
4. 人骨、ミイラおよび他の人間の遺体（化石人骨を含む）に関する科学的調査は、そのような価値が存在すると論証された場合になされなければならない。
5. 化石、人骨、ミイラおよび他の遺体の取り扱いに関する取り決めは、科学的かつ教育的な正当な配慮のみならず、彼らの祖先に対する適切な取り扱いを求める共同体への正当な配慮についても、相互的な敬意を基盤とした交渉によって達成されなければならない。
6. 科学的配慮と同様に、様々な民族集団への配慮が正当的かつ敬意をもって行われるべきであるという明確な認識は、受け入れ可能かつ尊重される合意を可能にするだろう。

タマキ・マカウ・ラウ協定

また、ヴァーミリオン協定とともに、人骨と聖遺物の展示に関して、タマキ・マカウ・ラウ協定というものがある。これは、2005年11月にオークランドで開催された世界考古学会議の中間会議において発議され、2006年1月に大阪で開催された世界考古学会議の理事会で採択された、人骨と聖遺物の展示に関する国際協定である。ここでいう聖遺物とは sacred objects の直訳であるが、これはある人々・集団・民族などにとって宗教的、あるいは精神文化的な価値を有するものであり、不適切な取り扱いをしてはならないもののことである。以下に全文と拙訳を掲げる。

The Tamaki Makau-rau Accord on the Display of Human Remains and Sacred Objects :
Proposed in November, 2005 at WAC Inter-Congress, Auckland, New Zealand. Adopted by
WAC Council in January, 2006, WAC Inter-Congress, Osaka, Japan

In recognition of the principles adopted by the Vermillion Accord, the display of human remains and sacred objects is recognized as a sensitive issue. Human remains include any organic remains and associated material. Sacred objects are those that are of special significance to a community. Display means the presentation in any media or form of human remains and sacred objects, whether on a single occasion or on an ongoing basis, including conference presentations or publications. Community may include, but is not limited to, ethnic, racial, religious, traditional or Indigenous groups of people.

WAC reiterates its commitment to scientific principles governing the study of the human past. We agree that the display of human remains or sacred objects may serve to illuminate our common humanity. As archaeologists, we believe that good science is guided by ethical principles and that our work must involve consultation and collaboration with communities. The members of the WAC council agree to assist with making contacts within the affected communities.

Any person(s) or organization considering displaying such material or already doing so should take account of the following principles:

1. Permission should be obtained from the affected community or communities.
2. Should permission be refused that decision is final and should be respected.
3. Should permission be granted, any conditions to which that permission is subject should be complied with in full.
4. All display should be culturally appropriate.
5. Permission can be withdrawn or amended at any stage and such decisions should be respected.
6. Regular consultation with the affected community should ensure that the display remains culturally appropriate.

人骨と聖遺物の展示に関するタマキ・マカウ・ラウ協定

2005年11月にオークランドで開催された世界考古学会議の中間会議において発議され、2006年1月に大阪で開催された世界考古学会議の理事会で採択された。

ヴァーミリオン協定によって採択された原則に基づき、人の遺体と「聖遺物」の展示はセンシティブな問題であると認識されている。人の遺体には、いかなる有機質の遺存物も、そして遺体に関係する物的資料も含まれる。「聖遺物」は、これらのうち共同体にとって特に重要なモノのことである。表示や出版の協議をも含んで、ある時点での話、あるいは話が進行中の場合であっても、展示とは、あらゆる媒体や形式における人の遺体と聖遺物の提示・表現を意味するものである。コミュニティとは民族的、人種的、宗教的、伝統的、先住の人々の集団を含む

が、それに限定されるものではない。

世界考古学会議は、人類の過去の研究を統べる科学的原理に対するこの宣誓を何度でも行う。私たちは等しく、人の遺体や聖遺物の展示は、私たちの共有する人間性を明るく照らす手助けをすることができるだろうと考えている。考古学研究者として、私たちは以下のことを信じる。善の科学は倫理的原則によって導かれ、そして私たちの研究にはコミュニティとの相互意思疎通と協業が含まれなければならない。世界考古学会議の構成員は、該当するコミュニティの内において、対話をし続ける手助けを行うことで一致している。

遺体と聖遺物の展示を行うことを考えている、あるいはすでに行っているいかなる人々、および組織は、以下の原則を考慮すべきである。

- (1) 展示に対する許可は、影響を受ける人々・コミュニティ、またはコミュニティ群から得なくてはならない。
- (2) 展示を許可するという決定は永久的なものであり、遵守されるべきである、とすることは拒否されなければならない。
- (3) 展示がなされる場合には、その際の許可条件が完全に遵守されなければならない。
- (4) すべての展示は文化的に適切でなければならない。
- (5) 当該展示に対して与えられた許可は、どのような段階であっても任意に取り消すことができ、その決定は尊重されなければならない。
- (6) 影響を受ける人々との定期的な協議を行うことによって、当該展示が文化的に適切でありつづけることを確保しなくてはならない。

これらの協定における原則論

ヴァーミリオン協定が、考古資料としての死体そのものの取り扱い方についての合意事項であるのに対して、タマキ・マカウ・ラウ協定では、出土した遺体（含む人骨・ミイラおよびそれらの一部など）の本来の帰属集団が判明している場合の取り扱い方について、より具体的にその原則論を提示している。そこからうかがうことのできる原則論は以下の通りである。

- 1) 発掘調査によって出土した遺体、およびその副葬品等の聖遺物は、本来帰属していたコミュニティが確定できるならば、そのコミュニティに帰属する。
- 2) 研究・展示を行うにあたっては、故人（遺体）の尊厳を適切な形で保護する必要がある。
- 3) 研究・展示を行うにあたっては、故人が帰属していたコミュニティの許可を得る必要がある。

上記の原則論は、日本におけるアイヌ遺骨返還問題と共通するものがある。以下、次章でアイヌ遺骨返還問題におけるラウンドテーブルの結果を取り上げて考えてみよう。

④……………アイヌ遺骨返還問題

アイヌ人骨の収集問題については、筆者も拙著『つくられた縄文時代』の中で触れたことがある[山田 2015: 37-38]。19世紀になり、西洋文明に本格的に接触した日本人は、欧米の人々の好奇に満ちたまなざしを感じるようになった。そしてそのようなまなざしの中、ヨーロッパの人々はアイヌ

の存在に気がついたのである。当時のヨーロッパには、アイヌの人々を、その彫りの深い容貌から、ヨーロッパ人と同じいわゆる「白人」とみなす考えがあった。そして、「なぜ（人種的に優秀な）白人が、（遅れた）東洋の辺境に存在するのか」という観点から、アイヌが注目されていたのである。このため、アイヌの研究が推進され、その流れの中で多くのアイヌ人骨の収集が行われ、一部は国外にも流失した。中にはほとんど盗掘と思われるような事例もあったらしい。このあたりの話は、浜靖史の『英外交官の墓荒らし 一八六五年箱館』[浜2012]や、植木哲也の『学問の暴力 アイヌ墓地はなぜあばかれたか』[植木2008]、北大開示文書研究会による『アイヌの遺骨はコタンの土へ—北大に対する遺骨返還請求と先住権—』[北大開示文書研究会編2016]などの書籍に詳しい。また、小金井良精や清野謙次といった日本の人類学者達も、石器時代人とは何者か、さらには日本人とはなにかという、いわゆる日本人種論の解答を得る目的で、アイヌ人骨を収集した。戦前に収集されたアイヌ人骨は、そのまま大学等の研究機関に保管され、様々な研究に供されていたが、1995年に起こったいわゆる「北大人骨事件」を一つのきっかけとして、研究資料とされてきたアイヌ人骨の返還を求める運動が活発化し、一部では訴訟も起こされている。また、アイヌ人骨の返還については文部科学省のHP「大学が保管するアイヌ遺骨の返還について」(http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/ainu/index.htm)に詳しく述べられている。

このような動向を受けて、北海道アイヌ協会、日本人類学会、日本考古学協会はラウンドテーブル形式の会議を2015年から2017年にかけて10回開催し、2017年4月7日付けで『これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル報告書』を作成し、公開している(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai9/sankou5.pdf>)。少々長くなるが、以下に本稿と関係する箇所について、報告書の抜粋を掲げよう。

これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル報告書（抜粋） 平成29年4月7日 北海道アイヌ協会・日本人類学会・日本考古学協会

2. これまでのアイヌの遺骨と副葬品の収集・研究をめぐる問題

過去に研究目的で収集・研究されてきたアイヌの遺骨とそれに伴う副葬品については、現在アイヌが返還・安置慰霊・再埋葬等を強く求めている。その背景にはアイヌ自身の祖先の遺骨や副葬品に対する思いと、過去に実施されてきた不適切な研究のあり方があり、特に後者については学术界がこれまでの研究を批判的に振り返り、なぜこのような問題が生じたのかについて、その収集経緯やその背後にある当時の研究動向について学史的に説明する義務がある。

(1) アイヌにとっての遺骨と副葬品の位置付け

アイヌにとって祖先の遺骨とそれに伴う副葬品は、アイヌの世界観や精神文化を直接反映したものである。また埋葬という行為において遺骨と副葬品は一体としてとらえられ、土地と密接に関係したものである。しかしながら、これまでのアイヌの墓の調査において、出土した遺骨の多くは人類学者の所属する研究機関に、付属する副葬品は考古学関係機関に分かれて保管・管理されてきた現状がある。このような状況は、①遺骨と副葬品とを一体のものとして認識す

る本来のアイヌの考え方を尊重しているとは言い難い。アイヌにとって遺骨と副葬品に関する諸問題は、過去や現在という時代区分で分けて考えるものではない。死者の問題は、現在に連続し内心にある世界観等にも連関していると理解されている。このような見方は、概ね世界各地の先住民族に共通した観念である。

(2) 学術界としてのこれまでの研究者の態度や見解への評価

②従来の研究者の取り組みには、開拓史観や適者生存・優勝劣敗的な古い社会進化論的発想が含まれ、植民地主義や同化政策の負の歴史につながるものが見られた。他者の文化を議論しているという意識が欠落し、アイヌの声を聞いてこなかった側面が多くあった。またアイヌへの研究成果の還元も十分なされてきたとは言い難く、一部の研究は、アイヌへの社会的偏見を助長した。

考古学では、アイヌの歴史を日本列島の一地方の問題として捉え、全国的な課題として、また隣接地域との関係から位置づける視点が欠け、人類学においては先住民族としてのアイヌの歴史、例えば縄文時代人、オホーツク文化人との関係などの研究が進んだが、両学会とも日本国における先住民族問題、民族差別問題との関わりを意識する視点が欠けていた。

とりわけ深刻な問題は、過去の研究目的の遺骨と副葬品の収集である。遺骨と副葬品の収集に際して、経緯について不明確のものや、アイヌへの趣旨の十分な事前説明と発掘行為への同意取得がなされず、今日の研究倫理の観点からのみならず発掘当時でも盗掘との判断を免れ得ないような記録が残されている。③また、戦前のアイヌの遺骨収集を目的とした墓の発掘調査では、詳細な記録保存がなされておらず、時代性や文化的特性についての情報が欠落している。そのため現在の研究水準から見て、学術資料としての価値が大きく損なわれた。学術界や研究者は、収集経緯について可能な限り明らかにするべきであり、アイヌを含む社会に対して説明する義務がある。

さらに発掘後の遺骨と副葬品の保管状況については、人の死と関わる深淵かつ繊細な問題である点が十分に配慮されずに、必ずしも誠意ある対応がなされてこなかった。このことについて研究者は深く反省し、今日社会的に批判される状況にあることをしっかりと受けとめるべきである。

上記のようなこれまでのアイヌの遺骨と副葬品について行われてきた調査研究や保管管理の抱える課題について、学術界と個々の研究者は人権の考え方や先住民族の権利に関する議論や国際的な動向に関心を払い、その趣旨を十分に理解する努力が足りなかったことを反省し、批判を真摯に受けとめ、誠実に行動していくべきである。今後、研究者には、研究の目的と手法をアイヌに対して事前に適正に伝えた上で、記録を披瀝するとともに、自ら検証していくことが求められる。学術界と個々の研究者は、このような検証なくして、自らの研究の意義や正当性を主張する根拠が希薄となることを自覚しなければならない。

3. アイヌの遺骨と副葬品に係る研究の基本的な考え方

日本人類学会と日本考古学協会は、それぞれの研究がアイヌの歴史の復元において果たす役

割の重要性を認識するとともに、研究する側とされる側の立場について、また誰のための、何のための研究なのかということ、十分に意識し研究に取り組む。

(1) 研究にあたって留意されるべき基本原則

アイヌの遺骨と副葬品に関する研究の実施に当たっては、以下のことに取り組むことにより、学术界とアイヌのお互いの信頼関係を構築するための継続的な努力を行う必要がある。

①「先住民族の権利に関する国連宣言」(UNDRIP)で示された権利の尊重

研究者は、「先住民族の権利に関する国連宣言」に示された先住民族の権利を尊重するべきであり、特に第11条、第12条及び第31条などの趣旨に鑑み、アイヌが自らの祖先の遺骨と副葬品に有する権利を尊重するとともに、アイヌの遺骨と副葬品に対するアイヌの人々の考え方を尊重する必要がある。例えば、アイヌにとっては遺骨と副葬品は一体となっていることこそが精神文化を表すものであり、仮に研究の対象とする際にはその考え方を尊重することが不可欠である。

②的確なコミュニケーションの確立と謙虚な研究態度

研究者は、アイヌの精神性と深く結びついた文化遺産や歴史を研究対象とする際には、これまで置かれてきたアイヌの歴史的、社会的立場等に配慮しつつ、文化遺産の継承者であるアイヌとの十分なコミュニケーションを得る必要がある、「文化を持っている人たちの理解と協力があって初めて学ぶことができる」という基本的な姿勢を持つべきである。また、自らの研究成果が、アイヌの民族的アイデンティティの形成などに深く関わり、強い影響を及ぼすことを意識し、現在のアイヌと共に過去を検証し、現在を認識し、将来へ提言するという姿勢も持つべきである。とりわけ研究を実施する前に適切なインフォームドコンセントを実施することが重要である。研究の計画・実施・成果報告・成果の活用や資料の保管整理など研究活動のあらゆる過程において、アイヌの意見に真摯に耳を傾け、アイヌの承諾をもとに研究を実施するとともに、アイヌの研究への参画の可能性を模索し、協働をすすめるべきである。二つの学協会は、このような取り組みを通じて、学术界とアイヌのお互いの信頼関係の構築に努力する。

③透明性のある研究の実施

アイヌの遺骨と副葬品に関する研究の実施に当たっては、透明性の高い枠組みを確保していく必要がある。研究の実施に際しては、特に研究倫理面に留意する必要がある、中立的な組織による事前審査を受ける必要がある。またアイヌから寄せられる研究に対する具体的な要望にも、真摯に耳を傾け、的確に対応すべきである。

研究倫理をどのように研究者に周知させるかについては、学术界の責務であると認識しており、その説明責任を果たしていかなければならない。

(2) これからの遺骨と副葬品を用いた研究のあり方

アイヌの遺骨と副葬品を研究利用する際には、上記の基本原則に則り、当然の前提として、

人の死に関わる問題である点に鑑みて、なによりもアイヌ自身の世界観、死生観を尊重することが求められる。また、アイヌの遺骨と副葬品の慰霊と返還の実現が第一義であり、研究に優先されることを十分に理解する必要がある。アイヌの遺骨と副葬品の尊厳を守り、慰霊と返還の実施とともに返還請求には最大の配慮で応えることが第一義であり、研究に優先されることを十分に理解する必要がある。

遺骨と副葬品から得られる情報には、アイヌ民族の歴史や文化を知る上で必要な以下のような情報が含まれている。人類学的な研究では、1) 骨の形態などに残された痕跡から復元される過去の生活の様子、2) 骨に含まれる分子分析等から得られる血縁や系統に関する情報および食性などの復元、3) 集団の人口構成や集団間の比較を通じたアイヌの時代性や地域性、独自性などを明らかにすることができる。また考古学的には、4) 遺跡から出土する漆器や金属製品、ガラス玉などが示す活発な交易活動、など文字や絵画資料には記録されないアイヌの存在としての歴史を復元することが可能である。また、これらの時代による文化変容や居住域などをはじめとした研究成果をアイヌに還元することは、アイヌの先住民族としてのアイデンティティ形成等に寄与することとなる。

アイヌの遺骨と副葬品の取り扱いをめぐる問題の解決に当たっては、研究の当事者である二つの学協会が、過去の研究を振り返り、研究の経緯や得られた研究成果をまとめ、アイヌへわかりやすく説明するとともに、積極的に広く社会へ還元していかなければならない。

(3) 研究の対象となる遺骨と副葬品

これまで大学が保管していたアイヌの遺骨と副葬品、及び今後の発掘調査により出土するアイヌの遺骨や副葬品のうち、以下の条件に触れるものは、研究倫理の観点から見て研究対象とすることに問題がある。

(先住民族との関係で問題があるもの)

①先住民族の権利に関する国連宣言の趣旨に鑑みてアイヌの同意を得られないもの

(遺族感情から問題があるもの)

②④遺族感情や、海外における法制度やガイドラインの事例を考慮して、研究が行われる時点から見て三世代以内、すなわち概ね100年以内に埋葬された遺骨や副葬品

③現在の遺族等への影響を鑑みて、収集経緯を公開できないもの

(学術資料の一般的な取扱いとして妥当でないもの)

④学術資料の一般的な見地から見て、収集経緯が不明確であるものや、時代性や埋葬地に関する情報を欠如するものや、資料の正確性を担保する基本的データ（例えば、発掘調査時の実測図、写真、出土状態の記載）が欠如するもの。そのほか、調査行為自体に研究倫理の観点からみて学術資料として活用することに問題を含まれるものなお、上記の①から④の条件に触れる遺骨と副葬品は研究対象としないことを原則とするが、④の条件に触れる遺骨及び副葬品のうち、アイヌも交えた検討と判断の結果として、研究の有効性がしかるべき手続きを経て保証されるとみなされる場合には、限定的に研究を行う可能性も残される。

(4) 研究の実施にあたっての新たな枠組み

研究の実施にあたって、倫理的・学術的妥当性に問題のある研究を排除する意味で、研究を希望する研究者は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月22日

文部科学省、厚生労働省）に則り、⑤予め大学等 研究機関の倫理委員会（もしくはそれに相当する組織）における審査を受けることを原則とする。さらに上記の指標にのっとり、当該遺骨と副葬品が研究対象としてふさわしいかどうか、また研究の立案や実施が適切であるかについて、アイヌ関係者と学協会関係者で構成される中立的な「研究倫理検討委員会〈仮称〉」（以下、「委員会」という）において、審査を受け、承認を得るものとする。「委員会」において審査を受けた研究の成果に係る学術論文には、必ず「委員会」での審査を受け承認を得た旨を記載するものとする。

アイヌの遺骨と副葬品を保管管理するものは、遺骨と副葬品の研究利用の適否の判断にあたって、「委員会」での審査を得る意義を認識し、その結論を尊重する必要がある。また象徴空間に集約される遺骨と副葬品についても、遺骨と副葬品の研究利用を目的とした搬出の適否の判断にあたっては、「委員会」での検討を受け、その結論を尊重する必要がある。

4. 今後検討すべき課題

(3) 今後、出土する遺骨と副葬品の取扱いについて

国内には、現在、各大学や研究機関、博物館等に保管され、国の慰霊施設へ集約されることが予定されているアイヌの遺骨と副葬品と、文化財保護法に基づき行われた埋蔵文化財調査で出土し、既に文化財認定を受けて大学研究機関や博物館等に保管されているアイヌの遺骨や副葬品、同じく文化財保護法に基づき行われた発掘調査で出土したが、文化財認定が行われなまま大学研究機関や博物館等に保管されているアイヌの遺骨がある。加えて今後実施される埋蔵文化財調査で新たに文化財認定を受けるアイヌの遺骨と副葬品の出土が想定される。

文化財保護法の下での調査において出土し、文化財認定を受けるアイヌの遺骨と副葬品は、出土経緯やその所有権が明確であるが、世界考古学会議において示されているヒトの遺体の取扱いについて規定した「^{ママ}パーミリオン協定」や遺体や聖遺物の展示について規定した「タマキ・マカウ・ラウ協定」、アメリカ自然人類学会の「倫理綱領」、日本人類学会による「人類学の研究倫理に関する基本姿勢と基本方針」などの精神を踏まえ、その尊厳に配慮しつつ保管・管理される必要がある。すでに繰り返し述べてきたように、アイヌの遺骨と副葬品は、死者の埋葬に伴う一連の慰霊行為に関わるものであり、アイヌにとって遺骨と副葬品は一体であり、精神文化を反映し、それら諸々に関わる文化的営為はとりもなおさずアイデンティティ形成等において重要な役割を果たすものである。調査研究に従事する者は、このことを十分に考慮し、遺骨と副葬品を切り離すことなく、同じ場所において尊厳や慰霊に配慮しつつ保管・管理するよう努力すべきである。

二つの学協会は、今後出土する遺骨と副葬品の取り扱いについて、アイヌの意見を踏まえつつ、文化財を監督する関係機関と有機的な連携を通して、その在り方をさらに検討していく必要がある。（以上抜粋終わり）

上記報告書の抜粋部分であるが、一読してヴァーミリオン協定やタマキ・マカウ・ラウ協定を意識したものであるということがわかるだろう。

上記報告書の文言において、少々追加説明を要すると思われるところには下線を引いてみた。たとえば、下線部①における「遺骨と副葬品とを一体のものとして認識する本来のアイヌの考え方を尊重しているとは言い難い」と言う部分は、当時の石器時代研究における研究レベルについて考えた場合、むしろ当然であったとでも言うべき部分であろう。当時の研究の主眼はあくまで「アイヌとは何者か?」という、人種論にあったため、その文化的背景について一部の形質人類学者を除き、多くはあまり興味を示さなかった。それは下線部②にも記述されている。

下線部③については、これはアイヌの墓の調査だけでなく、当時石器時代人と呼ばれた縄文人の墓の調査においても同様であった。遺体が埋められていた墓の形状や規模、正確な位置などの埋葬属性が記録されるようになるのは、ようやく1950年代になってからのことである〔山田1999:63〕。したがって、アイヌの墓だからといって、ことさら墓の位置や規模、装身具・副葬品のあり方といった文化的な側面を無視したものではなく、当時の調査技術および意識そのものが未熟であったと言うべきだろう。

⑤に関しては、人骨の展示を行う際にも参考になる部分である。展示担当者の考えと、その点を見る人々の思いが一致しないということは、しばしば耳にするものである。第三者による適切な助言はいかなる展示においても重要だろう。

⑤……………縄文人骨の展示は「許される」のか

私は、縄文時代の墓制の研究をメインテーマの一つとしているが、その際、故人においてその個人的記憶、たとえばどのような容姿をしていたか、どのような声で話したか、日常においてどのようなことをしたかといった、いわば一個人そのものの思い出にあたるものをパーソナルメモリー（personal memory: 個人的な個性の記憶）という概念で把握し、個人の社会的な役割とそれに基づく行動によって構成される記憶のことをソーシャルペルソナ（social persona: 社会的仮面の意味、個ではなく社会人としての記憶）という概念で把握するようにしている〔山田2015:208-209〕。さらに私は、故人の霊に対し個々のパーソナルメモリーやソーシャルペルソナを消失してしまい、集団化したものを祖霊と呼ぶことにしている。

日本の民俗誌を見ると、パーソナルメモリーやソーシャルペルソナといった記憶が消失するのは、大体2～5世代、100年を超えたころであると推定される〔池上1987:146〕。櫻井徳太郎は、パーソナルメモリーやソーシャルペルソナが残る「センゾ」のことを「直接経験的具象的祖先観」として概念化しているが、それが遺存するのは被葬者の死後3世代くらいまでであろうと述べている〔櫻井1989:446-448〕。これらを参考にし、現代のように一世代30年と考えるならば、パーソナルメモリーやソーシャルペルソナが消失する時期は、およそ100年を経過したあたりにあるようだ。前章における報告書の④の部分は、この点を重要視したものであろう。パーソナルメモリーやソーシャルペルソナが消失する時期は、平均寿命が50歳程度であった縄文時代の場合においても、おそらく同様だと思われる。一方で、縄文時代においては、女性は16歳程度で成人式を行い、17歳程度

で初産をむかえるということも判明している [山田1994]。したがって、このように次世代の再生産が早い人々であれば、50歳頃の熟年期、60歳頃の老年期を迎える時期には、すでに3世代同居という拡大家族を構えている人々もいたことであろう。彼らにとって100年前の人々は、すでにパーソナルメモリーやソーシャルペルソナを失った、物語の中で聞く人々となっていたにちがいない。

縄文人にとって100年前の人々がすでに祖霊となっていた一方で、私たちにとって縄文人は3000年以上前の、姿形さえおぼろげな人々である。したがって、本稿で筆者が問題とするような縄文人骨、あるいは弥生人骨の場合、以下のような属性を有することとなる。

- 1) 近年のDNA分析などによって縄文人は現代日本人の直接的な先祖の一つであることが判明しているが、個々の事例においてはその直接的な血縁関係者、子孫をたどることは不可能であること。
- 2) 3000年以上も昔の事例であり、すでにパーソナルメモリーやソーシャルペルソナが消失しているとみて良いこと。
- 3) すでに多くの資料が長きにわたって研究資料として利用されてきていること。また、筆者自身が発掘調査において、縄文人骨を取り上げた経験から追加するならば、
- 4) 発掘調査時において、法律的にも縄文人骨は埋蔵文化財として扱われること。⁽²⁾
を指摘しておきたい。

以上の点から勘案するに、特別な事情が無い限り、これを個々の人格が存在する遺体として取り扱う「学術的」必要性は無いように思われる。したがって、先のヴァーミオン協定の4と5、およびタマキ・マカウ・ラウ協定の(4)に基づきながら総括するならば、展示担当者が常駐する公的施設において、学術的・教育的・文化的に適切な扱いを以て行う限り、縄文人骨そのものの展示は「許される」と考えるべきだろう。この場合、倫理的問題も含めて、それぞれの機関内における展示担当の委員会等を通して展示が決定されることが望ましい。ただし、ここで今ひとつ問題となるのは、その展示は人骨実物を以て行わないとダメなのか、という問いに対して答えられるかどうかという点である。数千年前のものとは言いつつも、人の骨であることは事実なので、その点丁寧にかつ畏敬の念を持って取り扱うことを忘れてはならない。その意味では、やはり実物展示よりも高精度レプリカなどによる模型展示の方が、より望ましいとは言えるだろう。

おわりに

本稿では、縄文人骨の実物展示の是非について、他館における展示状況、国際協定などを参考にしながら若干の考察を行ってきた。共同研究「東日本大震災被災地域における生活文化研究の復興と博物館型研究統合」における当初の研究目的とはやや異なった視点からの検討とはなったが、奇しくも震災で大きな被害を受けた三陸沿岸域は、全国屈指の縄文人骨出土地域である。今年度(2017)において、ようやく埋葬文化財関係の整理がつき、調査研究、そして展示が行うことができるようになったと聞く。本稿が、そのような展示構成をシナリオ化する際の参考となれば望外の喜びである。

本稿を作成するにあたっては、多くの方々から様々なご教示、ご指導を賜った。末尾ではあるが、ここに記して謝辞としたい。

川村清志（本館研究部），前川さおり（遠野文化研究センター），山内宏泰（リアス・アーク美術館），榎陽介（学識経験者），川島秀一（東北大学災害科学国際研究所），日高真吾（国立民族学博物館），会田理人（北海道博物館），兼城糸絵（鹿児島大学），内山大介（福島県立博物館），葉山茂（本館研究部），柴崎茂光（本館研究部），内田順子（本館研究部），青木隆浩（本館研究部），松田睦彦（本館研究部），山田慎也（本館研究部），久留島浩（本館研究部），小池淳一（本館研究部），加藤秀雄（本館研究部），近藤修（東京大学理学研究科），陸前高田市の方々（順不同）

註

(1)——人骨展示における技術的側面について検討を行うことはあっても人骨そのものを展示することについての倫理的是非については触れないことが多い。[たとえば舟橋 2011 など]。

(2)——昭和 25 年 5 月 30 日に公布された文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）には人骨そのものを直接的に文化財とみなす文言はないが，一般的には第二条が規定

する文化財として認められている。また，昭和 28 年 6 月 13 日付の文化財保護委員会事務局から厚生省医務局長あての照会文書には「貝塚，古墳又は上代墳墓等から出土した人骨であって文化財保護法の規定により埋蔵文化財としての取扱いを受けるもの」との文言があり，人骨が文化財として認められることが示されている。

参考文献

- 池上良正 1987『津軽のカミサマ 救いの構造をたずねて』どうぶつ社。
植木哲也 2008『学問の暴力 アイヌ墓地はなぜあばかれたか』春風社。
櫻井徳太郎 1989「柳田国男の祖先観」『歴史民俗学の構想』櫻井徳太郎著作集第 8 卷，吉川弘文館，（初出は 1974・1975『季刊柳田国男研究』第 7・8 号），440-485 頁。
佐藤 卓編 2012『縄文人』国立科学博物館。
末永恵子 2012『死体は見世物か—「人体の不思議展」をめぐる—』大月書店。
土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム編 1993『土井ヶ浜遺跡と弥生人』。
浜 靖史 2012『英外交官の墓荒らし 一八六五年箱館』文芸社。
舟橋京子 2011「古人骨展示に関する小論」『九州大学総合研究博物館研究報告』第 9 号，1-8 頁。
北大開示文書研究会編 2016『アイヌの遺骨はコタンの土へ—北大に対する遺骨返還請求と先住権—』緑風出版。
山田康弘 1994「縄文時代の妊産婦の埋葬」『物質文化』第 57 号，1-17 頁。
山田康弘 1999「葬制研究 墓制論」『縄文時代』第 10 号第 3 分冊，59-71 頁。
山田康弘 2015『つくられた縄文時代』新潮選書。

（国立歴史民俗博物館研究部）

（2017 年 12 月 18 日受付，2018 年 6 月 4 日審査終了）

Exhibiting a Corpse : Considering the Various Issues of Exhibiting Jomon Human Bones

YAMADA Yasuhiro

This report adds analysis on museum exhibitions of human remains, in particular, human bones of the Jomon period (hereinafter Jomon human bones) as to in what situations their exhibition can be considered permissible, and, in such cases, what care must be taken in exhibiting them.

First, the report provides an overview of exhibitions of human bone resources in museums throughout Japan and indicates that the exhibition of human bones is a sensitive topic. Then, keeping in mind the debate about the Body Worlds exhibition which exhibited corpses in a direct way, the report provides an overview of the Vermillion Accord and the Tamaki Makau-rau Accord, which govern the handling of human bones as archeological resources and set general rules for their exhibition, and examines in what situations the exhibition of Jomon human bones can be considered permissible, and, in such cases, what care must be taken in exhibiting them.

The report concludes that, for Jomon human bones, 1) it is impossible to trace the direct blood relatives and descendants, 2) the cases are over one thousand years old and personal memories and social personas can be deemed to have been lost, and 3) it has been long used as a resource for research. From such points, the conclusion reached is that it is permissible to use human bones of the Jomon period as exhibition resources in the absence of other special circumstances.

Key words: exhibition, Jomon human bones, Vermillion Accord, Tamaki Makau-rau Accord, Ainu human bone repatriation issue